

健高在 第 687 号

平成 28 年 9 月 30 日

市内地域包括支援センター 設置法人代表者 様
市内指定居宅介護支援事業所 管理者 様
市内訪問介護事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長

横浜市訪問型生活援助サービスに係る取扱いの一部変更について（通知）

日頃から、本市福祉・保健行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 10 月から「横浜市訪問型生活援助サービス（横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の緩和した基準によるサービス）」を実施するに当たり、その取扱いについて一部変更しますのでお知らせします。

【変更前】

（平成 28 年 6 月横浜市居宅サービス事業者等集団指導講習会資料から抜粋）

本サービスは、要支援者等に対するサービスですので、認定申請後、要支援認定が確定するまでの間に暫定ケアプランに基づいてサービスを利用した場合で、暫定ケアプランと実際の認定結果の給付区分が異なった場合（要介護 1 以上の認定が出た場合）は、全額自己負担になります。

【変更後】

暫定ケアプランに基づいてサービスを利用した場合で、暫定ケアプランと実際の認定結果の給付区分が異なった場合（要介護 1 以上の認定が出た場合）は、必ずしも全額自己負担とならない場合がありますので、個別に下記担当宛に御連絡ください。

なお、地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業者において初期相談の対応を行う際には、認定結果が確定する前のサービス導入（暫定ケアプラン）の必要性を十分に見きわめていただきますようお願いいたします。

担当：横浜市健康福祉局高齢在宅支援課 古角・伊藤

TEL：045-671-3924

E mail：kf-zai-sougou2@city.yokohama.jp